許可申請の流れ

事前相談の実施
（事業予定地、処理施設の種類、事業開始までのスケジュールなどの資料を御用意ください）

↓

事業計画書案の提出
（内容の確認・修正に複数回調整を行います）

↓

事業計画書の提出
（要綱に規定する「第１号様式」を提出してください）

↓

周知計画書の提出
周知の実施
周知結果報告書の提出
（「他法令に基づき周知が実施済みの場合」や「周知対象者がいない場合」など
一定の要件に該当する場合には省略することができます）

↓

庁内検討会の開催
（原則、申請者は出席しません）

↓

学識者からの意見聴取
（必要に応じて市が実施します）

↓

事業計画書の審査
（審査結果に問題が無ければ、市から事前調整終了通知書を送付します）

↓

許可申請書の提出
（土壌汚染対策法に基づく申請書であり、許可手数料の支払いが必要です）

↓

許可（又は不許可）
（許可申請書から処分までの標準処理期間は、「新規許可・更新許可：７０日」「変更許可：５５日」です）